

日程第1 一般質問

2番 飯島 寛

（1）中川村「日本で最も美しい村」づくり推進計画について

4番 鈴木 絹子

（1）マンホールカードについて

（2）女性の政治参画についての考えを問う

1番 高橋 昭夫

（1）「住宅過剰社会」の対応

8番 大原 孝芳

（1）空き家活用施策が急務では

（2）木質バイオマス活用の先に何を求めるか

1番 高橋 昭夫

2番 飯島 寛

3番 松澤 文昭

4番 鈴木 絹子

5番 中塚 礼次郎

6番 柳 生 仁

7番 小池 厚

8番 大原 孝芳

9番 村田 豊

10番 山崎 啓造

説明のために参加した者

村長 宮下 健彦

教育長 下平 達朗

会計管理者 半崎 節子

保健福祉課長 中平 仁司

建設水道課長 小林 好彦

副村長 富永 和夫

総務課長 米山 正克

住民税務課長 井原 伸子

振興課長 松村 恵介

教育次長 松澤 広志

職務のために参加した者

議会事務局長 菅 沼 元 臣

書記 座光寺 てるこ

# 平成30年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成30年3月12日 午前8時59分 開議

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番 飯島寛議員。

○2番 (飯島 寛) 私は、さきに提出しました一般質問通告書に基づき以下のとおり質問いたします。今般、中川村美しい村づくり協議会は中川村日本で最も美しい村づくり推進計画を策定しましたので、策定された推進計画に基づき質問します。

初めに、なぜ私が日本で最も美しい村連合にこだわるのかを申しますと、リニア中央新幹線と三遠南信自動車道及び伊南バイパスの全面開通をにらみ伊那谷活性化構想が動き出そうとしている中であって、中川村には、この動きに伍していけるだけの他の地域にはない魅力がないのではないかと不安に思うからであります。

では、何を中川村の売りにしていくのか、中川村は、隣の大鹿村と並んで日本で最も美しい村連合に加盟しています。日本で最も美しい村連合の定款には目的及び事業として「観光的付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与する。」とあり、このことが連合の特定非営利活動とこれに係る事業が明記されています。この定款に明記された目的及び事業にのっとった中川村生き残り戦略と施策が施行されているのかという住民目線に基づき質問するものであります。

まず質問事項1、推進計画第2章、基本方針3中川村ファンづくりで「中川村を全国に向け発信し、ファンを増やし、交流人口の増加を目指します。」とあるが、どのようなことをどのような手段で全国に向け発信するのか、交流人口とはどのような交流を指しているのか、この2点について村としてはどのように対応していくのか、また体制整備をどのように進めていくのか、村長の考えをお聞きしたいと、この項目について質問いたします。

まず、日本で最も美しい村連合に加盟して9年がたとうとしているのに、日本で最も美しい村連合加盟に対するイメージは決して華やかで明るいものであるとは思えず、山間僻地の町村が日本で最も美しい村に加盟しているとの共通認識に基づき自然環境の整備等を行っているだけで、それを連携加盟の町村同士でまるで慰め合っているかのような内向的なイメージでしかありません。連合加盟をセーリングポイントとしてどんどん外に向かって発信しているとはとても思えません。

先ほど申しましたように、リニア中央新幹線と三遠南信自動車道及び伊南バイパスの全面開通をにらみ、伊那谷活性化構想におくれをとらないために、中川村のイメージアップのツールとして日本で最も美しい村連合加盟を対外戦略の中心に据え、年度予算や事業計画のすべてに日本で最も美しい村を冠に掲げた事業計画を銘打ち、全国に向けて中川村はこんなにも幾つもの事業を日本で最も美しい村連盟の加盟として日本のレベルアップを目指していますと情報発信して、中川村への企業や人材の誘致を画策すべきと思われます。

残念ながら平成30年の中川村一般会計予算書(案)の概要を見ても村のキャッチフレーズとして「一人ひとりの元気が活きる美しい村“なかがわ”」とあるだけで、一言も日本で最も美しい村連合の文言は出てきていません。これは、各所でそれぞれ村長公約や指示の協議会の事業計画を参考として従来どおりの事業計画を策定しており、中川村第5次総合計画や中川村過疎地域自立促進計画、中川村総合戦略などの長期計画を基本としているとしていますが、これらの中にも日本で最も美しい村の文言がなく、中川村の将来を見据えて策定された中川村日本で最も美しい村づくり推進計画の推進体制等に整合性がないと言わざるを得ません。これでは日本で最も美しい村連合加盟の中川村の取り組みを外部に力強く情報発信することはできず、中川村を全国へ向け発信し、ファンを増やし、交流人口増加を目指すことはできません。

それで質問です。村長を中心として中川村各部署の事業計画と中川村日本で最も美しい村づくり推進計画との整合性や各事業の進捗状況と中川村日本で最も美しい村づくり推進計画目的との乖離等の検証を行うため、各署が相互検証できる体制整備が必要と思われますが、村長のお考えはいかがなものかお尋ねいたします。

○村長 文面の中からですね、ちょっと飯島議員さんのご質問の一番言いたいことが、ちょっと私もしっかり酌み取れなかったので、今ご発言を聞いてようやくわかったという次第でございますが、ちょっとここの中にあるとおりであります。まず、その平成30年度の予算についてでありますけれども、そこで大筋で述べたものにつきましては、キャッチフレーズとして挙げておりますのは、これは第5次総合計画の基本目標でありますので、まずそれに沿った形で私は予算の配分を説明をし、やってきたということであります。

それから、もう一つ、その中で美しい村づくりを中心に据えて、外にやっぱり発信していかないと、伊那谷の活性化構想の中で、今これから進めようとしているときに、中川村のよさとか、特にこう、これを強く打ち出す必要があると、それがないと前に進まないのではないかというようなご指摘をいただきましたので、このことについては一つ一つご指摘をいただいた上できちんとやっていくということで考えていっておる、いきたいと思っておりますが、ちょっとここのご質問にあったとおりのことで、ちょっとまず、どのように交流、中川村のファンづくりについてまずご質問をいただいたということありますので、このことについて少し述べさせていただきます。

まず中川村の資源でありますけれども、確かに有名な観光地、山岳、寺社仏閣等は

ありません。それから、国立公園ですとか、そういったところにも恵まれていないということでございますけれども、ただ、資源としては幾つかあるかと思えます。気がついていないだけかなあとありますが、産業的な資源でいえばですね、これは資源になるかどうかという、資源という言い方をしているかわかりませんが、お米に関していうとAランクであるということはずっと言われておりますし、あと、果物、干し柿などの果物と加工品、それから蜂蜜ですとか、こだわってつくっているお酒、純米酒ですね、などがあるかなと思っております。それから、景観資源についていいますと、非常に変化に富んでいる地形であります。それから河岸段丘上の集落と耕地がその上に広がっていると、陣馬形山からのパノラマもすばらしい、蛇行する天竜川、それから四徳の地形と桑原の三田の滝であります。これは日本で最も美しい村連合に加盟をするときの、これは一つ評価として、この景観を維持し、これをもっと磨いていくということを経験にしたいと思いますか、評価されて加入してきたところがございます。そこに残る田舎的な風景、その中には古民家もあるかと思えます。それから産業文化的な遺産とすれば、南向発電所ですとか、アーチ式の小渋ダム、国指定の有形文化財の坂土橋、養命酒の跡地と蔵のその中にある収蔵品、それからアンフォルメル中川村美術館などなど、特にこれというものはないかもしれませんが、押しなべていうと、そういったものが資源としては、これをどうやって磨くかにもよるんでしょうけど、あるかと思っております。

村の産業を大いに活性化して生産活動に励んで経済活動を活発にするということは、やっぱり村という枠を超えてですね、広く社会と関連し合う活動にはなると思えます。そのためには、村外と中川村を結んで広めていく中川村の宣伝マン、こういった方たちにお手伝いをいただいてこれを広げるっていうのが一つの方法だと思っております。この皆さんは、私たちが気がつかないよう中川村のよさ、その皆さんが住んでいるところにはないものを中川村に感じているということでもありますので、そういう意味で中川村のファンを増やしていく、これが一つ外に打っていくとか、広く中川村を認知させていくときの、していただくときの手段に、大きな手段になるんじゃないかというふうに思っております。

ですので、直接的には、そんな取り組みについてちょっと述べさせていただきたいわけですが、まず、中川村の応援団というものをこれから創設をしてまいります。世間ではふるさと大使と呼ぶ自治体もあるわけですが、中川村にその起源、ルーツを持っている方、中川村の産物を味わって非常に好きになった方、村を訪れて気に入った方などのうち村の取り組みについて非常に気にかけてくれる方を対象にして、仕組みや役割の約束事などの検討をしていきたいということがまず第一であります。

それから、日本で最も美しい村、中川村の取り組みに賛同してふるさと納税等をお願いしていくわけですが、納税者の皆さんにも、これはファンの一人になっていただけるような取り組みもこれから始めていきたいというふうに考えております。

3点目でございますけれども、中川村のよさを知って中川村で起業、事業を起こす起

業を、これは何かをやるうとして企てるという意味での起業家、個人を対象にしてお試しシェアオフィスのDIYイベントっていうんですか、ドゥー・イット・ユアセルフでみずから手がけようという、そういうイベントがあるようであります。こういう手法があるようでありまして、これはもう去年の10月に一遍、お試しシェアオフィスをみんなでつくってこうというときにやりました。また3月にも予定をしております。そういう中で、中川で起業できるか参加者を募ってですね、これも今後開催をしていくと、こういう取り組みの中で起業家の方にもファンになっていってもらえるものというふうに思っております。

こういうような手法を通じてですね、外に打っていくというか、やっぱり中川から一方的に出すのではなくて、関係者、中川に関係している皆さんに協力していただく、そういう方たちに外に向けた宣伝といいますか、これを広げていっていただくというようなことを一つ方法としては考えていきたいということでもあります。

それから、美しい村なかかわを知ってもらい取り組みについて次に申し上げるわけですが、企業との連携によるですね、美しい村のおいしい農産物というようなふれ込みでの販売、これは御存じかと思いますが、都心ですとか横浜に展開する百貨店で物産展示を始めております。5月8月2月等でありますけれども、単にですね、農産物を売るだけではなくて、この機会に中川村をひとつ一緒に売っていくことに心がけておまして、これについては、農政係、企画係が意識的に生産者の皆さんと一緒に取り組みをしております。

それから、これはあれですけども、自動車部品の製造の会社があります。刈谷市に本社を構える大きい会社なんですけど、この会社の製品の納入、これを予定をしておるわけですけども、これは農家であります。このことを契機に交流が始まろうとしております。最初はですね、従業員の方1万人くらいの大きな会社なんですけれども、この構内で福利厚生の一環としてですね、出展を続けながら会社の福利厚生事業や企業の農村との連携の取り組みを考えて受け入れを進めていきたい。そういう中で、企業の中につながりができればというふうに思っておりますし、実は、このことについては、その企業の視察も含めて、この間行ってまいりまして、つい先週、関係者の皆さんがこちらへ、向こうの皆さん、担当していただいた方ですが、来ていただいてですね、これから中川村との連携のあり方についても実は打ち合わせを始めております。これは生まれたばかりでありますので非常に難しいんですが、こんなようなことをですね、いろんなところと進めながら、一つは外の皆さんとの連携をして中川村を知っていただく、売り出していくというようなことを進めていくということでございます。

それから、もう一つは美しい村づくり連合のサポーター企業との連携を進めていきたいということでもあります。既にやっているんですけども、株式会社そごう・西武池袋店では、池袋店と横浜店で7日間の美しい村連合の参加——参加っていうか、加盟町村でもってですね、7日間の物産展示を開催をしてくれております。平成27年5月にもやりました。それから、今度の3月であります。ことしの3月でありますけれど

も、連合の企画で中川村と、それから福島県の飯舘村、智頭町、海士町の4町村が、同様の取り組みをですね、有楽町マルシェの外庭で開催をする予定であります。こういう中でも、こういう面でも中川村の売り込みを図っていききたいと、こんなように考えておるわけでありませぬ。

いろんなことをしながら、やっぱり一つは、やっぱり中川村のファンを増やしていく、そういうことによって全国にだんだん知れていくんだらうというふうに思っております。

交流人口という言い方はよくされるわけでありませぬけれども、これについては、観光ですとか農業体験、農産物の買い入れなんかで中川村に来る方を、やっぱり来ていただく方を言うておるかと思っておりますが、この交流人口の増加をさせる方法や仕組みを考えていくのは、いろんな意味でいったら村の中では、中川村もそうなんですけど、村の観光協会をやっぱり中心に据えて考えていききたいなというようなことも思っております。

何度も言いますが、有名な温泉地ですとか神社仏閣、世界遺産はありません。スイスのような山岳の有名な町でもありませんし、ありませんけれども、農作業体験もできるし、林業体験も含めてですね、いろいろできますよというようなことをですね、観光協会やなんかを中心にしてですね、企画をしていったらいいんじゃないかなというようなことも思っております。

ちょっとお答えになったかどうかわかりませぬけれども、最初の文章でお示しいただいたご質問に対して答弁をさせていただきました。

○2 番 (飯島 寛) るるご説明ありがとうございました。

私が申し上げているのは、施策が悪いということを申し上げているではありません。むしろ、それを前面に出して、ああ中川村って美しい村の連合で、いっぱいいろんなことをやっているんだなというイメージアップをいかに図っていくのかということが質問の趣旨でございますので、今もご回答にありました質問に対しては異論をと前もつもりは全くありません。

ただ、問題は、PDCAチェックにかかったときにチェックがかかったという、これでいいのかということをはっきりやってくださいよ、だから、そこに私の質問事項に書いてあるように相互牽制という言葉がうたってありますけれども、どこかで検証しないと、結果だめでした、はははっと頭を抱えるだけでは意味ないということをはっきり申し上げているわけございませぬ、その辺のところについて、誠意、継承対応をできるって、それは絶対君臨がほしいよなと、そうでないと成果の検証なくしていい結果は出ないと私は信じておりますので、そのことを申し上げたかったわけございませぬので、1問の質問はそれでもって終わらせていただきます。

続いて質問事項の2に入ります。

推進計画第3章、基本計画2(1)で①として美しい景観を維持する取り組みがうたわれておまして、今般、企業版ふるさと納税を活用した寄附の申し出を受け中川村地域再生計画を作成し、陣馬形山魅力創造プロジェクト事業を実施するとのことで

ありますが、この事業は中川村日本で最も美しい村づくり推進計画と符合する事業であると思われ、この事業を中川村日本で最も美しい村づくり推進計画に取り組むべきと考えるが、村長にお聞きしたいという質問項目でございます。

先ほど若干お答えの中にありましたんで省略を、省きますが、この質問の前提として中川村は日本で最も美しい村連盟に加盟して外部へのアピール不足があるということは先ほど申し上げましたけれども、あわせて陣馬形山魅力創造プロジェクト事業への企業版ふるさと納税の寄附の申出者は米澤酒造株式会社の親企業である伊那食品工業株式会社さんであり、同社は、御承知のとおり日本で最も美しい村連合のサポーターとしてカルビー株式会社に次いで2番目に加盟された現在も理事を務められておる会社と認識しております。伊那食品工業株式会社の塚越会長さんは、伊那谷を自身で撮影した写真のカレンダーでも知られており、撮影等でたびたび当村を訪れていて「上下伊那を一望できる陣馬形山山頂は伊那谷第一の観光名所となる。」と話されています。陣馬形山魅力創造プロジェクト事業にうたわれている実施予定などの天空のキャンプ場整備事業、陣馬形山林道保全事業、支援措置によらない独自の取り組み等々が計画されていますが、この取り組みこそが日本で最も美しい村連合の目的にかなうものであると思えます。だからこそ伊那食品工業株式会社の塚越会長さんは企業版ふるさと納税の申し出をされたんだと思えます。

したがって、この陣馬形山魅力創造プロジェクト事業を中川村日本で最も美しい村づくり推進計画の美しい景観を維持する取り組みの一環とすべきと考えますが、村長のお考えをお聞きします。

また、仮にそうであるならば、なぜ中川村日本で最も美しい村づくりの文言が入っていないのか、あわせてお尋ねいたします。

○村 長 最初の質問、申しわけございませぬ。いわゆるそのPDCAサイクルというのをきちんとこの計画にも書かれておりますので、これをしっかりやって前に進めないと意味がない、そこの覚悟をどうだというふうに問うていただいたということであるかと思えますので、そのとおり、ご指摘のとおりやっていこうと思っております。ややもすると、計画をつくって、計画をつくるので仕事の半分が終わったというようなことではいけないわけでありませぬので、このことはきちんとやっていききたいということを考えております。

それから、次のご質問のいただいたところでありませぬけれども、この陣馬形山魅力創造プロジェクト、これにつきましては、ここの推進計画の中にも取り込みがされていないということなんですけど、これはですね、実は、議員さんがおっしゃるとおり、この計画こそですね、推進計画でいいますところの基本方針の2の地域の魅力を守り育てることの実現に向けての地域資源を継承するためというところの具体的な一つとして地域資源を継承するということでの、やっぱりこう手段、方法になろうかと思っておりますので、これと全く符合すると、言われたとおりだというふうに考えております。

ただ、言いわけになってしまうわけでありませぬけれども、ここで、推進計画で述べ

ているのは大きなところでございまして、実はですね、この経過の中でも少しご報告をさせていただきましたが、1月にこの推進計画の原案ができ、2月の美しい村づくり推進協議会で承認、確定をした計画でございます。これは。一方、この陣馬形山魅力創造プロジェクトにつきましては、内閣府所管でございまして、一つは、方法としてですね、この事業を進めるに当たって賛同をし協力をいただける、そういうゆかりのある企業に財政支援を求める地域再生計画、こういうところの中の中川村の目玉でございます。そういう意味で申請、認可中、認可申請中だということでございます。早い話が、その推進計画に具体的にですね、この文言でも書き込むことが、推進計画の中でも書き込むことができなかつたということでございます。でですね、これについては、実は3月9日付で内閣府の地方創生推進事務局のほうから連絡がありまして、追加指示はこれ以降ありませんということでありますので、恐らくこれで認可されたと、この大きなところは議会の全員協議会でお示しをさせていただいたところでございます。でありますので、これが正式に採用通知というかが内閣府から来ます。来たところでもって、賛同いただき寄附を申し出ていただいた企業、伊那市の企業さんにつきましては、きちんとお礼を申し上げ、また具体的にこのように進めるという手法をですね、正式に行って、また協議というか、報告をさせていただくということでもあります。

したがいまして、推進計画にどのように記述していくかということではありますが、これは、基本方針のこの計画の中の3の中川村のファンづくりの実現に向けてというところにもいろいろありますけれども、いろんなところがかかわっておりますので、どのように記述していくかちゅうことは別にしてですね、推進計画の修正案として次の協議会には提出をして変更してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○2 番 (飯島 寛) 経過が十分わかりましたけれども、認可がもらえちゃえばこっちのもので、ばんばんばん、とにかく1番の質問で申し上げたように、日本で最も美しい村中川村を前面に出して事業に取り組んでいただけたらありがたいというふうに思いますし、その知名度アップ、名を売る売名行為をどんどん推進していただきたいと思いますというふうに思っております。

続いて第3問について質問いたします。

推進計画第3章、基本計画1(1)の森林を守り活用する取り組みで木質バイオマスイエネルギーの活用研究として実施主体を森林活用バイオマス活用協議会としていますが、村としてはどの程度かかわっていく予定なのか村長にお聞きします。このことについては、後ほど別の議員からも質問があるかと思いますが、まず初めに、昨年参加させていただきました日本で最も美しい村連合総会、フェスティバル2017 in いでの開催地の山形県飯豊町及び総務経済委員会で先月16日～17日に研修として訪問した山梨県の早川町は、いずれも日本で最も美しい村連合に加盟していますし、両方とも木質バイオマス関連事業を実施しております。両町が日本で最も美しい村連合に加盟して、ともに木質バイオマス事業を手がけていることから、中川村も日本で最

も美しい村連合に加盟している以上は両町同様に村として木質バイオマス事業に参画すべきだというわけではありませんけれども、村には民間が主導する中川村森林バイオマス活用協議会があって、これが木の駅実行委員会を組織して平成30年度より木の駅プロジェクトを組織しており、村は事務局として関与して構成員としておいて、負担金として運営費を運営費を拠出するとしています。

しかし、中川村日本で最も美しい村づくり推進計画の第3章、基本計画の1の(1)の森林を守り活用する取り組みでは木質バイオマスイエネルギーの活用研究として実施主体を森林バイオマス活用協議会としていますが、日本で最も美しい村連盟加盟の山形県飯豊町及び山梨県早川町はいずれも木質バイオマス関連事業を実施していますので、実施主体を森林バイオマス活用協議会としたままでも両町の事業計画の実態を情報収集を行って、このプロジェクトのサポートを行うべきだと考えます。

両町の木質バイオマス関連事業については、私の知る限りの内容をお話しますと、まず飯豊町の木質バイオマス製造施設は、地域バイオマス活用交付金事業、農水省管轄と聞いておりますが、として交付金1億2,300万円、事業費は3億4,500万円とのことでした。事業は主に荒廃の進む広葉樹林の保全を目的として多くの設備を稼働し、ペレット製造をしているということでした。しかし、ペレットストーブは当村でも隣の基幹センターに設置してありますけれども、火力が弱いというような難点に加えて、燃焼には燃料補給という作業がかかりますので、需要と供給のバランスは供給過剰となるリスクがあると思われまます。山梨県の早川町につきましては、農林環境保全基金、町単の間伐材事業での修景整備、町独自の森林環境保全基金を活用して森林組合へ委託により伐採、間伐を行い、景観整備を行っているということでした。森林組合を視察する限りでは、余り伐採した樹木のストックはないなあというふうに感じられました。バイオマスボイラー導入については、飯豊町同様、地域バイオマス活用交付事業金事業の資金として交付金を2,195万円、事業費は4,385万円とのことでした。設置場所は町営温泉ヴィラ雨畑ということで、バイオマスのボイラーはチェコ製ガシファイヤー3基で、1基は故障中とのことでしたが、金額以上に小さいもので驚きました。供給は男女4浴槽で10.9㎡とのことでしたが、温水過熱のみの小規模のプラントのために燃料確保が容易であるとの半面、小規模のためボイラーへのまきの自動供給設備がなく、燃所には管理人が必要という説明がありました。

3月6日月曜日には木の駅アドバイザーの丹羽健司氏の木の駅プロジェクト社会実験説明会が開催されたということですが、丹羽氏の木の駅プロジェクトの活動実態と運営課題の資料を見ますと、プロジェクト収入の主な項目は集材された材料を材買い取り業者へ販売した収入と補助金であるとし、多くの地域が業者への販売単価と出荷者からの材買い取り単価の差額の赤字を補助金で補填しているというふうになっております。

そこで、中川村の木質バイオマスプロジェクトの概要図には、主に供給がうたわれています。需要については既に販売先の確保ができているのか、当初から赤字補填の申し込みを進めていく部分はないか、それにしては平成30年度中川村一般会計予算案には小額し

か計上されていません。村長の認識をお聞きしたいと思います。

○村 長 まず、この森林バイオマス活用協議会の位置づけでありますけれども、これにつきましては、従来から中川村にある再生可能エネルギーどうして行くかという大きな構想を2年前につくってあります。それに基づきまして昨年、一昨年ですか、具体的にその木のエネルギーとしての木質バイオマス利用のあるべき姿を、いろんな施設、量をですね、まずどのぐらいの量があるのかということを出しまして、これが熱源としてどこに使っていったらどういうふうになるだろうかという、いろんな施設、幾つかの施設の中での、こういう形で導入したらという、どうなるかという、そういうある程度のもくろみというかもつくってありました。これに基づいて具体的に一歩前に進めたいということで29年度に新たに正式に森林バイオマス活用協議会を立ち上げたところであります。この協議会の中ではですね、具体的に議論を進めていく中で、木質バイオマスを利用しようという、利用するんだという前提で使ったことは確かですが、その中で、この丹羽さんにも入っていただいて、これからどういうふうに進めていったらいいのかっていうことを考えていったときに、一つはですね、まず搬出してもらう、それを受ける、木を受ける、そして乾かし販売、要するに求めるところへ卸す、こういう仕組みを一つ、一連の仕組みをつくるのを木の駅というふうにいうんですけど、木の駅についてのやっぱり研究をやっていきたいと思いますというグループと、もう一つは、次にですね、そうは言っても、昨年、一昨年ですね、エネルギーとしてこういうものが要するだろうということで幾つかの事業所の中で検討、仮想検討をした例がありますので、次にあるとしたらエネルギーとしてはボイラーですね、ボイラーとして利用していくには具体的にどうするのがいいのか、それはそれで研究しましょうと、こういう2つのグループに分けて立ち上がってきたところでありますので、まずひとつそこを抑えておいていただいて、村としますと、これは、森林バイオマスを、要するに木質バイオマスを推進したいという前提で協議会をつくりましたので、これに対しての活動支援は行っていくというのが村のスタンスです。ただし、専門家で幾つか——専門家っていうか、携わっていただいた先ほどおっしゃられた丹羽さんの実例の中では、行政がですね、官が前向きでかかわり過ぎるとですね、なかなかうまく回っていかない事例が多いということをお聞きしておりますので、木の駅については、まず民間の皆さん、始めようじゃねえかという皆さんが中心になってやっというということで、この3月の4日に切り出しの説明会、それから一昨日、3月の10日の日でありますけれども、具体的にこういうふうに出したらどうだろうかっていうやつをですね、片桐の針ヶ平にあります私有林でありますけれども、そこで講習会をやったというふうなことであります。したがって、村のかかわり方として、実は、当初盛っております40万円というのは、これは協議会という格好にはしてありますけれども、実質的にはですね、この木の駅の最初の仕組みの動かし、これに最初に原資が要りますので、これに対して助成をして、その中で、まずだんだん大きくしていったらいいの最初の原資として使っていただこうと、こういう形で今考えております。それから次の段階に行くことについては、先ほど申し上げたとおりであり

まして、前提としますと、これは切り出して、回していくにはこれを売って、それでここで得たお金を地域の循環に使っていくというのが一番いい方法でありますので、そういう意味でいったら、次には具体的にどういう利用がいいのかっていう段になってまいりますので、どのぐらいエネルギーを設けてどういうふうにしていったらいいのかっていうことは、これは、入れる場所にもよりますが、その意向もありますが、今度は協議会のもう一方のグループの、実際にはボイラー、ボイラーをどうしようものいいのかっていう、そういう今度はどこでの議論と並行して進めていくという考え方でおります。後段の部分が一番重要に、これから回していくにはなってくるわけですが、今の中では、30年度ではちょっと恐らくこれは具体的にはいかなないだろうという考え方と、木の駅がうまく回っていきまして昨年にはですね、やっぱり、普通、生木ではなくて、これを割って、ある程度乾燥、いい状態で乾燥して、十分いい状態でのエネルギーが得られるという状態にして持ち込むことが必要ですから、これは恐らく来年以降になるだろうという考え方で、ボイラーの導入も、そんなような想像をしておるところであります。

○2 番 (飯島 寛) 先ほど私が質問申し上げたことは、需要と供給のバランスを前提として考えていらっしゃるのかということだったわけですが、まだこれからの検討段階であるということですが、ただし、私がこれから後ほど質問いたしますけれども、もう供給じゃなくて需要のほうは望岳荘のボイラーのほうにシフトしているんじゃないかという懸念が持たれたからであります。だから、これは後ほどまた質問をさせていただきます。

続きまして、中川村森林バイオマス関係の組織構成概要図に、先ほど来、話が出ていますが、望岳荘森林バイオマスボイラー導入事業と明記されています。課題と現状には、望岳荘バイオマスボイラーは村が設置まで行うとなっております。望岳荘は2年前にボイラーの入れかえを行っているというふう聞いておりますけれども、この経過を踏まえたときに、どのような理由でバイオマスボイラー導入が検討されることになったのか、その経過と、中川村望岳荘バイオマスボイラー導入検討業務報告書が出されていますけれども、この報告が望岳荘の株主総会に上程されているのか、上程されていれば、どのような決済が行われたかについて門外漢の私にご説明をいただけたらというふうに思います。

○議 長 飯島議員、今の件につきましては通告にありますでしょうか。

○2 番 (飯島 寛) いいえ。

○議 長 できるだけ通告に沿って質問をお願いしたいと思います。

○村 長 経過についてはですね、先ほど私述べさせていただいたとおりであります。2年前にその利用の計画をつくり、そして具体的にそれをどこの施設でやったらどうなるかっていうことは、委託をしてですね、これを答申をいただいたという、こういう経過があるわけでありまして、お願いをしたいということと、それから、需要と供給を心配をされての質問ということでありまして、今の考え方の中でいいますと、恐らくですね、どうも、これが今、前から申し上げているんですけど、仮に望岳荘のこ



れが熱源になったとしてですね、圧倒的に大きいのは、やはり重油のエネルギーが大きいわけでありまして、やはりこれは補助的なエネルギーにしかならないだろうということは前から私も申し上げておりますけど、ただ、それでもですね、化石燃料をやれば減らしていくっていう、そういう意味からいったら、木質バイオマスエネルギーの利用とすれば、これは将来的にはいい方向であると考えておりますので、そういう意味で進めていくことと、これがもしうまく軌道に乗ればですね、各家庭にあるストーブのまきまで含めてですね、こういうところにも供給できるのではないかなあという、こんなような、構想の段階であります、そういうことでもありますので、よろしくお願ひします。

○2 番 (飯島 寛) 先ほど議長のほうからの指摘がありましたけれども、質問の趣旨は先ほども申しました3番目の質問事項に関連して、たまたま村のバイオマス推進協議会がつくった事業計画に載っていますと、望岳荘というものがちらちらちら出てくるということになったときに関連してどうなっているんだということでお聞きしたわけで、全く関連性がないわけの質問ではございませんので、その辺のところはお聞き取り違いをしないようお願いしたいと思っております。

さらに申し上げますと、例えばの話、望岳荘のボイラー導入等についても全く私たちの門外漢には状況がさっぱりわかっておりませんので、関連事業のところの項目にその分をうたいこんでしまっているものかという質問は素朴な質問ではございますので、そのところもお含みをいただきたいというふうに思っております。

このくらいにして最後の質問に移らせていただきます。

この質問につきましては、昨年12月にも同じような質問をいたしておりますので、若干重複をさせていただきますけれども、チャオ共同店舗において地場センターとたじまファームとを入れかえるといったことでございますけれども、地場センターには情報発信スペースの機能を有しておって、入れかえ後、機能を継続するという事になっているわけですけれども、入れかえ工事に伴って、情報発信スペースの機能の他のインターネット等によらない、質問事項1でも重複しますが、中川ファンづくりのアイテムとしての機能を持たせるために中川村全村の観光地の施設を紹介する日本で最も美しい村連合加盟の中川村の観光案内所としてというような機能を持たせる気はないかということについてお聞きします。

いずれにしても、1問からずっと申し上げているように、ただただ一生懸命やっていますよということをインターネットを通じたり、あるいは事あるたびに言っても、なかなか地元の理解、あるいは対外的な理解は得られないという不安が生じてきますので、この辺の部分の払拭のためにも、どのように考えていらっしゃるのかも含めて、最後の質問とさせていただきます。

○振興課長 すみません。さきの7番議員の答弁に重複する部分もございますけれども、ご容赦いただければと思います。

中川村のよさや近隣市町村のよさを積極的に知ってもらい観光や交流を進めるため、地域振興を図るために美しい村の観光所的なものは必要な機能というふうに考えてお

ります。

現在でも役場を訪れた方につきましては面談で観光案内をさせていただいております。直接ご案内をすれば、1つ2つのご案内もできまして、少しでも村内を回っていただいで滞在時間を伸ばすということができているかと思ひます。

しかし、なかなか役場までわざわざ足を運んでいただく方っていうのが少ないのが現状かと思ひます。

チャオにつきましては、国道153号線沿いの村の中心にもございます。中川村を訪れた方の中川村の観光のスタート地点としては最適な場所にあるというふうに思ひます。観光に限らず、農産物やイベントなど、さまざまな中川村の魅力を発信することで交流人口が増え、中川村のファンの増加につながるものというふうに考えております。

また、観光客等々がチャオに寄っていただくことによりまして、チャオの活性化にも多少なりともつながるものというふうに考えております。

観光案内所の機能につきましては、現在検討中の交流センターといったような組織で担うことが効率的というふうに考えております。

しかし、設置時期については明言はできませんけれども、その方向で検討を進めていきたいというふうに考えております。

○2 番 (飯島 寛) 前向きな回答をありがとうございました。

では、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 これで飯島寛議員の一般質問を終わります。

次に4番 鈴木絹子議員。

なお、鈴木議員より説明資料の持ち込みの申し込みがありましたので、許可してあります。ご了承願ひします。

○4 番 (鈴木 絹子) さきに提出いたしました質問2つ、質問通告要旨に沿って発言していきたいと思ひます。

大きく2つありますが、まず初めにマンホールカードについて、その一つ、マンホールカードをつくって中川村を宣伝し、観光振興の一策とすることを提案しますが、このことについてどう考えるかということでお伺ひします。

足がかりとして、まず皆さんにお配りしてありますけれども、下水道広報プラットフォーム、略称GKPといひますけれども、それについて説明します。

下水道は、国民生活を足元から支える最重要インフラであるにもかかわらず、年々事業規模は縮小され、優先度も低くなる傾向にあります。その背景として下水道の機能、役割等を国民に正しく伝達されなかったことやつくったら終わりの事業として誤った認識をされていることが挙げられます。

一方、国内外における成長戦略の柱として下水道業会が有する資産、技術、人材を水ビジネス展開の戦略資源として捉え、資源、エネルギー再生活用による産業振興やその輸出、国際協力等に関心が向けられています。

このような状況下、平成 22 年 7 月、日本下水道協会に設置した下水道の真の価値を国民各層に知ってもらおう研究会では、これまでの下水道広報あり方の問題点を抽出、討議し、実践的な下水道広報案を提言書に取りまとめました。その提言書は、時代の変化に下水道広報は追いついていないのではないかとの問題意識から、下水道業会のみならず、今後新たな取り組みを進める上でかわりが想定される他業種や教育関係の委員を招いて論議、検討を重ね、下水道会が一丸となって下水道の多様な価値を再認識し、国民それぞれの層に狙いを定めてお知らせすることにより国民生活と地球環境の永続的な維持、向上を確保する道筋が明示されています。この提言書をスタートラインと位置づけ、セクターを越えた下水道広報の中核の一つとなる情報交流、連帯の母体として下水道広報プラットフォーム、G K P が平成 22 年に設置されました。活動内容は、お手元を書いてあるかと思えますけれども、下水道に関する交流の場の設定、下水道を取り巻く関連分野などなどです。

今回取り上げたマンホールカードとは、この下水道広報プラットフォームのプロジェクトチームであるマンホールエンジョイプロモーション、略称マエプロが中心となって自治体と共同でつくっているマンホールのふたのコレクションカードのことを言います。表面にはマンホールの写真、裏面にはデザインの由来やモチーフ、下水道についての情報等を記載しているカード型パンフレットです。

ちなみに、現地でしか手に入れることができないので、必ず人が訪れます。

このカードについての意義についてはどう考えられますか。

私もこのマンホールカードってあることは知っていましたが、かなり詳しくお調べいただきまして本当にありがとうございます。

一応、中川村内に数多く設置をしております。およそ 2,500 枚ぐらいありますけれども、そういったマンホールのふたは、村民に応募していただいた中から平成 5 年の 3 月開催の中川村下水道等建設準備委員会において 2 つの作品を基本デザインといたしまして選考をされました。伊那の中央を流れる天竜川にかかる坂戸橋と、その下に住むアユを村の地図の外伏線の中に収め、特産品のリンゴと梨を背景として用い、村花、村の花でありますウチョウランを左の下に添えたデザインとなっております。基幹集落センター玄関に飾られている色彩豊かなカラーマンホールふたは、配置された一つ一つがすごく個性的であり、大変すぐれたデザインであると思います。

各自治体ごとに作成をされましたマンホールカードは、その自治体の文化や歴史、また名産等をデザインした個性あふれるものであり、話題性という観点から大変意義のあるものと認識をしております。

（鈴木 絹子） このカードは、第 1 弾は平成 26 年の 4 月に発行され、第 6 弾まで発行が進み、現在、全国で 252 自治体の 293 種、総数 140 万枚と言われています。発行単位は 2,000 枚で、金額は消費税込みで 3 万 7,800 円だそうです。昨年 7 月には第 7 弾がことしの 2 月 23 日に締め切られたということで、第 8 弾はまだ決まっていないようです。人気上昇中で、手を挙げたらすぐ受け付けられる状況ではないようですが、手を挙げなければ始まりません。昨年 7 月にはマンホールカードの本も出版され、マ

ンホールと言われるコレクターにも人気です。マンホールそのものの本も従来からあるようです。1 人 1 枚の配付で、さきに言いましたように現地でしか手に入れることができないので、コレクターは必ず訪れます。中川村の宣伝にもなります。私は観光振興の一つとして取り組む価値があると思うのですが、第 8 弾の募集があれば応募するお考えはありますか。

○建設水道課長 私も、ちょっと大変気になりまして下水道協会のほうにあります下水道広報担当本部のほうに電話をかけてちょっとお聞きをしました。それにつきましては、マンホールカードについて確認をしたところ、今後も続けていく予定は十分ありますけれども、カードの発行自治体を公募いたしますと、かなりの応募があり対応し切れないというような状況であると、そういった中では制作や公募方法についても検討をしたいというようなお話ではありまして、近隣の市町村の動向も見ながら活動状況を注視していきたいと思っております。

○4 番 （鈴木 絹子） 応募がどんどん増えているということで、方法を検討するという中で、ぜひ中川村も発行ができるといいかなと思います。今現在の長野県内の発行自治体は 6 自治体あります。飯山市、犀川安曇野流域、諏訪湖流域、松本市、茅野市、小諸市です。77 市町村がある長野県の中では多くないので、検討された中で、どういう方法になるかはわかりませんが、中川村として早い発行ができることを希望します。

次ですけれども、マンホールの実態と下水道事業についてです。

さきに紹介しました G K P は、下水道の真の価値を伝えるとともに、これからの下水道をみんなで考えていく全国ネットワークの構築を目指すとし、下水道に関連する交流の場の設定や広報活動、広報研究会や発表会の開催など多様な活動をしています。学生対象のイベント、川と水を考えるイベント、下水汚泥利用の学習会等いろいろある中で、マンホールサミットというものがあります。7 回を数えます。東京初め北海道や兵庫県神戸市、奈良県大和郡山市、岡山県倉敷市などで開催され、参加者も増えているといいますが、中川村職員がそこに研修として参加することは可能でしょうか。日ごろから村の下水道事業に熱心に取り組んでもらっているわけですが、こうした全国的なところへ出かけて交流することは有意義なことと考えますが、いかがでしょうか。

○建設水道課長 4 番議員のご説明のとおり、マンホールサミットはかなり盛況で、幾つかの自治体で開催をされております。

確かに G K P につきましては日本下水道協会の広報活動を特に特化した部署と聞いております。

ただ、下水道協会につきましては、私たち中川村も加盟をしております。昔から工場の関係だとか、そういった部材についてもほとんどやっております。

また、お話がありましたとおり、最近では熱エネルギーの関係だとか汚泥の利用等々、かなりすばらしい研究の発表会を行っております。

それだけではなくて、幾つかの大変すばらしい研究会も行っております。年度初めの 4 月には幾つかのスケジュールのほうを示されております。その中には下水道の



研究の発表会や下水道の職員の養成講習会等々も行われておりますので、その開催時期や、また場所等を検討いたしまして、職員の知識や情報収集等、かなり有効な場合につきましては参加することについて検討したいと思っております。

○4 番 (鈴木 絹子) ぜひ交流と学びを深めてきていただきたいと思います。

下水道に異物が入ると詰まる原因になって困るので異物を流さないようにということはよく言われていますが、今までに村で下水道事業に関しての広報、啓発のイベントをしたことがありますか。一般的な広報ではなく、事業としての大きなまとまりでの催しとして考えたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○建設水道課長 下水道事業につきましては、平成5年から事業が進んでおります。その際に、私もその当初から携わっておりまして、事業展開の上では、そういった下水道の使い方、こういったものは流しちゃいけませんよっていう形についての説明は各地区単位でその時々に応じてやってきました。

それ以降ですけれども、毎年9月の10日が下水道の日になっておりまして、それに合わせて村の広報誌、そういったものに下水道の使い方の説明、また合併浄化槽の補助制度についても記載をしております。

また、ケーブルテレビの行政番組チャンネルなかかわでも広報活動を行っております。

それから——そういうことでお願いいたします。

○4 番 (鈴木 絹子) 私の前いた職場は下水道処理場の隣だったので、時々イベントがあり、季節のいいときに園児を連れて見学をさせてもらいました。各家庭からどのように下水処理場まで運ばれてくるか、処理場ではどのような工程で浄化されていくのか、映像と実際と運転施設等を見せてもらった記憶があります。幼児にも理解できる内容で、生活とのかかわりがよくわかったと思います。

中川村では、児童、生徒、あるいは村民に下水道関連施設の見学の機会はあるのでしょうか。

○建設水道課長 児童、生徒の施設見学なんですけれども、社会科の学習といたしまして東西の中川東小、西小学校の4年生が、毎年なんですけれども、上下、上水道もあわせて下水道施設のほうの見学を毎年実施しております。その際には、下水道協会が作成したパンフレットを配布をしております。

また、ちょっとおもしろい話をさせていただきますと、例えば天竜川には、当然、私たちが処理をした下水の水が流れていきますけれども、それがだんだん流れていって、一番下流側になりますと、確か関東圏内のポカリスエットの6割ぐらいが確か工場で作られております。そういった中では、そういったこともちょっとお話をしながら、下水場のほうがすごくきれいにしていますよっていうことも含めて話をしております。

○4 番 (鈴木 絹子) ぜひ継続して取り組んでいってください。

マンホールの実態ですけれども、中川村が下水道事業を始めたのが平成5年からということで、18年に工事は終了というふうにお伺いしたかと思うんですけれども、

予算書で見ると浄化センター機器類修繕、マンホールポンプ修繕、維持管理、マンホール周辺舗装補修などの項目がありますが、マンホール交換というものはありません。耐用年数の規定もあると思いますが、実際に中川村村内の経過の長いものについて不具合とかひずみ、摩耗などは見られないのでしょうか。硫化水素による腐食も出てくるといいます。定期点検の中でのマンホールの状況について伺います。

○建設水道課長 マンホールのふたの標準的な耐用年数につきましては、国土交通省の通知により車道部が15年、その他が30年となっております。こちらにつきましては、平成15年に下水道課長っていう形の中で通知がされておまして、それ以前につきましてはコンクリートのマンホールと一体的と、そういった中で50年というのが設定をされておりました。ただ、それ以降につきましては、今お話したとおり車道部が15年、その他が30年となっております。

中川村の下水道事業につきましては平成5年度から実質的な実施をしておまして、初期のマンホールふたは24年ほど経過したこととなります。車道部の耐用年数につきましては車の交通量をもとに、ふたの表面の摩耗量、削られていくんですけれども、そういったものをおよそ年0.1~0.3mmとして想定をした上で、ふたの表面模様が6mm大体あるんですけれども、それが半分ぐらいに摩耗するのがおよそ15年程度として算出をされております。ただ、村内の交通量につきましては都市部と比較いたしましてかなり少ないというような交通量でもありまして、実際にはふたの表面の摩耗も少ないと推測をされます。場所によってですけれども、ふたを真つすぐ車が通ったとか、車がまたいでいくとか、場所場所によって結構差が、通る、通過をする量等も場所によっては変わってきます。

ただ、先ほどお話がありましたとおり、硫化水素の関係ですけれども、村内の下水道管路は急傾斜地に埋設したことにより高低差を調整をいたします副管という構造のマンホールを数多く設置をしております。こちらにつきましては、簡単にいいますと、急勾配な道を道として真つすぐ行くのか、それとも階段をつけて降りていくのかっていうような形ですと、階段をゆっくり降りていったほうが中の汚水が時間をかけてゆっくり分解をしていくという形の中で、そういった勾配をなるべくゆっくりいってがさっと落とすというような構造をしております。そういった場所につきましては、その構造上、硫化水素が発生する可能性があります。それによって腐食が進行するおそれもあるんですけれども、この硫化水素につきましては、その高低差、また流れている量等もございますので、一概にすべてが発生をするという形ではありませんけれども、そういったおそれもあります。そういったこともございますので、例年、管路の清掃業を毎年1,500m程度前後で委託をしておりますが、その管路の清掃時にマンホールの点検を同時に行うよう今年度から施工業者に依頼いたしました。点検項目につきましては、日本下水道協会の維持管理マニュアルに基づき、外観、がたつき、摩耗、腐食等を判定し報告するようにお願いをしております。

○4 番 (鈴木 絹子) ということは、15年、車道部分は15年が耐用年数ということですが、中川村は車の量が余りないので、まだまだ大丈夫というふうに受け取って

いいのでしょうか。

○建設水道課長 結論から申しますと、摩耗量が少ないという形になります。

特に硫化水素の関係につきましては、ふたをあけないとちょっと内側はわかりませんが、外観部分につきましては目視ができますので、そういった中では、職員が来庁する際には見てくるとか、そういった中で、ある程度そういった点検ができていかなあというふうに感じております。

○4 番 (鈴木 絹子) 今まで正直に言うと気にもとめていなかったマンホールなんですけれども、調べることで愛着がわき、中川村らしさのあふれるマンホールのふたが自慢に思えます。ここにもある、こんなにもあると、車で走っていて気がつくようになりました。また、下水道関係でいろいろ調べ、はかり知れないほどの内容と奥の深さ、幅の広さに驚くばかりでした。

カードについては、国交省も観光振興になると期待しているそうです。中川村でのカードの発行が楽しみです。

もう一つ、最後、もう一つは、さきに述べました児童、生徒や村民への下水道事業の見学会のようなイベントをと思うのですけれども、例えば小渋ダムの見学イベントも日ごろは公開しない内部の見学で、非常に好評ということです。それに近い内容のものとか、単独の下水道祭りとか文化祭等での展示のコーナー設置など、内容、方法はいろいろ考えられると思いますが、目に見え、体験できる啓発活動が検討できないでしょうか。

○建設水道課長 マンホールの、そのカードの発行につきましては、コレクターの動向や観光振興の具体的な将来像が描くことができれば大変いいものだと思います。

また、カードの存在が下水道事業に対してより一層の興味を高めるアイテムとして活用できるようであれば、啓発活動のほうにもつながると思います。

また、小渋ダムのお話ありがとうございました。確かに、ちょっと私も何回か行きましたけれども、本当に普通だったら中に入れなくて見られないような、真つすぐ垂らした何ていいましたっけ、ちょっと忘れましたが、それが動くダムのほうが危険であるというような、そういうものを見させていただきまして、これはすごいなあと思ひまして、確かにそういったものは必要なというのを感じます。今確かに中川村のほうの現状では、村のホームページや広報誌、先ほど9月10日の話をしましたけれども、またそういったものも情報提供による啓発活動を実際には行っていますが、今後、各地区の単位等での施設の見学をしたい等の要望があれば対応していきたいと思っております。

○4 番 (鈴木 絹子) では、次の質問に移ります。

大きい2問目になります。女性の政治参画についての考えを問うということで女性の政治参画についての考えを伺いたいと思います。

国連で女性差別撤廃条約が成立してことしで38年になります。日本が批准して33年になります。1985年には男女雇用機会均等法が成立しました。男女共同参画社会基本法制定からは18年になります。

政府は、2020年までに指導的な役割を果たす女性の割合が少なくとも3割を超えるという目標で動いています。国連でこの30%の数字が出たのはかなり前のことで、しかも目標達成年度は1995年でした。日本の政府は国際社会から大体25年おくれの目標を設定していることを考えなくてはなりません。

そんな中、国会では、超党派の議員連盟が成立を目指している政治分野の男女共同参画推進法案があります。これは、昨年の秋の衆議院解散で一旦廃案になりましたが、今国会で再提出の準備が進められているものです。国会、地方議会ともに遅々として進まない女性の政治参画をどう後押しするか、その一歩となる立法の実現が期待されるものです。ただ、法案は理念法で、男女の候補者数も同数ではなく、均等にしよう政党に求める内容で、政党には努力義務が課せられるものの、禁止規定や罰則はありません。持越しが続いた法案ですが、この実現についてどうお考えでしょうか。

○村 長 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案、これにつきましては、昨年、昨年ですね、昨年の国会に提出をされたんですけれども、時間切れ、審議ができなくて廃案になったということは、今の議員さんのご説明のあったとおりでよろしいかと思ひます。一番は、これのもとになっているもの、これはやはり、ええとですね、男女共同参画社会基本法っていうのがやっぱり一番の大もとにあるかと思ひます。それでもって、これを具体的に、先ほど説明をいただきましたとおりで国連でもこの目標年度を1995年と定めているにもかかわらず日本はおくれているためにですね、ここへ来て政府もこれを推進しようということで、中にありますとおりで、何だ、ちょっといろいろあってすみません。ここでは、幾つかのところで法律ももう既に通っておるわけでありまして、あれですね、男女共同参画社会基本法が平成11年で、これがもとになっておって、これの中では2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%としたという目標の達成に向けていろんなことをしておると、そういう中で、その一つが女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、平成27年の8月成立だったかと思ひますけれども、こういうことが具体的に前に向いて進められておるとおりのようでありまして、特に政治分野についてはおくれているので、これを具体的に進めようということで、超党派の議員さん方がこの法案を提出をしようとしたということも今ご説明にあったとおりでよろしいかと思ひます。これを、実際にはですね、昨年の国会の中では、野党のほうでですね——野党というか、与党としても、これを男女同数というふうな法律案だったようでありましてけれども、これを男女均等に修正しよう、これは自民党、与党のほうから出されたようでありましてけれども、そこんところでもちよつと議論があつて、また共同提出をしようとする野党の側でもですね、超党派ですから、これがちよつとそれでもめてしまつて、実際には共同提出を野党で提案をしようとしたらしいんですけども、その中でも原則はやっぱり原則でこだわるべきだということで、このことで折り合いがつかなくて、ちよつとその理念的な方という格好での提出になったということはお聞きをしたとおりでございますが、残念ではありますけれども、一つこれが進むことが、まず政治分野においての議員さんの数が同数に近くなるっていうのが自然の形ではないかと思ひますので、そういう意味で

○4 番 いったら、理念法だとか、いろいろなことがあるようでありませけれども、まず一つは、これを進める、これが国会の中できちんと法として成立させると、次に動きがあるのではないかなと、こんなふうには私は思っております。

○4 番 (鈴木 絹子) 努力目標にとどまらず、実効性のある仕組みをどう整えるか議論を進め、具体化していくことが必要と考えます。

例えば立候補者の一定割合を女性に割り当てるクオータ制ですが、ヨーロッパなど120カ国以上で導入され成果を上げています。昨年7月にはみんなの党がこの導入を発表し、10月には立憲民主党が導入を公約に掲げました。

2017年12月現在、衆議院の女性議員は465人中47人で10.1%、参議院は242人中50人で20.7%ですが、国際比較では193カ国中の157位です。1位はルアンダ、2位はボリビア、そしてキューバ、ニカラグア、スウェーデン、メキシコ、フィンランド、セネガル、南アフリカ共和国、ノルウェーとずっと続きます。

安倍首相は、2020・30の目標を掲げ、2015年に先ほど言われました女性活躍推進法案を閣議決定し、2016年4月1日に施行としました。これは、政治分野ではなく、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が正式名称です。これについて、将来、女性活躍推進促進法とならないように男性が変わらなければいけないという声もあることを紹介しておきます。

女性の割合が少ないと、女性を代表して行動しなきゃという意識が生まれ、周囲も女性の意見として発言に耳を傾けてくれるけれど、もう少し比率が上がると、今度は女性でまとめられたくないとか、女性同士がまとまるよりも、むしろ対立してしまうことが多くなり、社会のルールは女性には不利なままだから地獄だという声があります。それがさらに比率が上がると、政治枠では30%ということですが、今度は質的な転換が起きてくるのです。例えば、公的な場でも私的なことを出そうとします。男性社会においては公的な場に私的なことを持ち込むのはルール違反となります。でも、ある程度女性の数が多くなると、そういう行動も、それが普通に変わっていくのです。

議会も男性社会と言われますが、男性と女性がある一定の割合で存在するよう定める制度であるクオータ制についてはどうお考えでしょうか。

○村 長 クオータ、クオーターじゃなくてクオータ制ですね。クオータ制につきましては、男女同数の世の中でありまして、この中での女性の進出が少ない弱い分野である政治に関与する国会議員、地方自治体議員の女性議員の割合を増やすための、これは政党に課せられた義務制度というふうな位置づけになるかと思っております。クオータ制は、政党内の努力でもってですね、女性議員の割合を増やす一つの方法で、これは前向きに、それぞれの政党がですね、検討していただくうちゅうのは非常にいいことだし、当然だと思いますし、特に国会においては、やはり、それは政府も首相も進めておるということでありますので、ぜひこれは実現していくというのがまず第一歩かなあと、そういう意味で、これは日本においてはまず足がかりになるものではないかなあという気はします。

○4 番 (鈴木 絹子) 当面は、そういう形もありかなと私も考えます。

3つ目になりますけれども、フランスでは50%クオータ制を憲法で定めています。1999年に当選者の数が男女同数になるようにせよという条項を入れたものです。この50%クオータ制がパリテ法と言われ、男女同数を意味するものです。翌2000年には公職選の女性と男性の平等なアクセスを促進する法律を制定し、候補者を男女同数とするよう政党に義務づけたもので、これがパリテ選挙法と呼ばれているものです。パリテ内閣誕生は2012年でした。2008年には憲法でこのパリテ法を職業・社会分野にも拡大したものです。あわせて、このパリテ法についてはどうお考えでしょうか。

○村 長 よその国というか、フランスのお話だというふうに申し上げてしまったらそれまでもかもしれませんが、やはり日本とは事情が異なっておるという中でこういったものができたんだろうというふうな意識であります。

フランスにつきましては、過去、フランス革命というような形の中で、封建的な社会、国王を中心とする社会を、こう、1000あれば700年代ですか、に一新をして共和国憲法をつくった中で進んできたというお国柄かと思っておりますけれども、それでもですね、今まで女性議員の比率が非常に低迷したということで、欧州クラス、欧州の中であって、欧州クラスの中であっても最低にあったと、クオータ制、割り当て制ですね、割り当てるという意味があるようでありまして、男女を割り当てる制度の導入に踏み切ったんだけれども、どうも読んでみたら、1982年のフランスの憲法院、ですから最高裁判所みたいのところかと思っておりますが、このところでは「特定枠を優先することは他方の立候補の自由を奪う人権侵害である。」という違憲判決が出たということで、そこで考え出されたのがパリテ民主主義という概念だというふうに書いてありました。パリテというのはフランス語でありまして、英語のパリティー、等価、等しい価値、こういうことを意味するということを書いてありましたけれども、そこから考えまするに、やはり先ほどからおっしゃっているように、そもそも女性というのは50%という人数、世の中にはおるわけでありまして、そういう意味では、あらゆるものの中で50%の価値を不変の等価を持っていると、だからこれに近づいていくのは当然だろうという、そういう、そういう考え方だそうであります。これがパリテ民主主義の理念という、根本的なことのようなことが書いてありました。これが、その保守的な保守派の女性議員の方も中にはもちろんおりますし、左派の社会党、フランス社会党の女性議員もいらっしゃいますが、そういった左派の皆さんも含めて10人の女性の連名により運動がおこったと、このことによって憲法を変えたそうであります。憲法が変わりますれば、これはもう社会として認めた、この憲法をやはり守る中で制度を変えるというのが世の中の流れになるわけでありまして、それによってクオータ制の導入により女性議員の割合も大幅に増加してきたというようなことも書いてありました。さらに、職業ですとか社会分野についてもパリテ法を拡大をして女性の比率が非常に高くなっているということでありまして、これについて言いますと、政治分野だけではないなという、社会全体を動かすような理念だろうというふうな意味のことを思いました。

日本にはですね、男女共同参画社会基本法があります。基本法の趣旨にのっとって政治分野では共同参画推進法が成立することがまず先決ではないのかなというように気がいたしております、フランスはフランスという言い方をしてはいけませんけれども、日本には日本のやっばりやり方があってしかるべきだなあとということでありまして、これから目指していくのは、まずクオータ制というもので導入をして、だんだんその数を、女性の進出を具体的に近づけていく努力、こういうことをしていくのがやっばり日本の中ではいいんではないかなと思っております。これは、やっばりフランスというお国柄のやり方かなあというふうなことも思いました。

○4 番 (鈴木 絹子) 4番に行きます。国会では、女性議員の比率が衆議院で10.1%、参議院で20.7%、都道府県議会では平均9.9%、市区議会では平均14.6%、町村議会では平均9.8%です。特に町村では女性議員がいないところが3割に上ります。30%には遠い数値です。

世界で女性の議員比率が高いところは民主主義が進んでいることが決定的かと思えます。クオータ制も国によっていろいろな方法をとっています。いろいろな方法で進められていますが、男女平等という理念が大きく働いていると思えます。

先ほど村長も言われましたけれども、フランスでもパリテ法に行き着くまでには幾つもの壁があったといえます。政党内で女性の候補を出すことに消極的だとか、当選しにくいところに出すとかの妨害があったり、小選挙区制で当選しにくかったりするなどがあり、党派を超えた粘り強い女性運動が社会を変える道であったと元女性の権利省というところの大臣のイビット・ルーディーさんは言っています。

日本は女性差別撤廃条約を批准しても世界経済フォーラムが毎年示す男女の格差指数調査では136カ国中105位です。日本の女性の人権、平等のおくれは、国連の国際機関から繰り返し改善が指摘されているのです。条約に基づく改善を行わない日本政府に条約を実行すべきものと認識しなさいという厳しい勧告でしたが、政府は受けとめませんでした。女性に対する格差と差別はますます大きくなっていると思えます。この男女差別が女性が立候補しにくい根底だと私は思えます。

昨年、熊本の女性市議が出産や子育てをしながら女性が政治に参加することの難しさを目に見える形、子どもを抱いて市議会に出席しようとして拒まれたのですが、賛否両論の声が出ていました。私は、議会というところは広くいろいろな人の声を反映する場でなくてはならないと思うので、そういった人も正面から受けとめ、障壁をなくす論議につなげたいと思うのですが、女性議員が増えない理由についてはどのようにお考えでしょうか。

○村 長 今、ご発言の中で説明をいただきましたけれども、日本は女性の社会進出の度合いを示すジェンダーギャップ指数というんですけれども、これが世界136カ国中105位だという状況にあると、これにつきましては次期中川村男女共同参画社会を目指す基本計画の中でも述べておるところでございますので、基本的には、村としまして、これをやっばり、共同参画を実際に進めていこうと、こういう考え方でおるということをまず申し上げておきたいと思っております。

実は、今申し上げた中川村第4次男女共同参画計画を策定する年に当たり、その基礎となる意識調査を行っております。村内の二十以上80歳未満の男女458人から回答を得ておりますけれども、その中で「議員や企業等の管理職などに女性が少ない理由は」という問いに対しまして「家事、育児、介護など、まだまだ女性の負担が大きいから」という回答が84.2%で最も多かったと、次に「女性の社会進出を支える条件整備が不十分だ」というのが62.3%、「女性自身が社会進出に消極的だから」という考え方も40.8%でありました。これ、誰がどういうふうに答えとるかっていう、そういう分析も必要かと思っておりますが、これが非常に上位を占めておるといっております。もちろん、続きましてですね、「家庭では家事分担をどのようにしているか」という問いに關してですけど、「ほとんどが妻で夫が手伝う」が36.4%、次いで「ほとんど妻で家族が手伝う」が22.6%となっており、改善はされてきているというものの、まだまだ男は仕事、女は家庭という生活習慣や慣例、また長時間労働を前提とした男性中心の労働環境や男性が子育てに参加しにくい社会環境が背景にあるということ进行分析をしておるところでありまして、このとおりにかなあというふうには思っております。

目指すところは男女共同参画でありますので、それでないと社会のさらなる発展は得られません。なぜかっていうと——なぜかっていいいますか、これからどんどん人口が減っていきます。減っていく中で、今の社会の中を何とか維持しようと思って、男が幾ら偉そうにですね、いろいろ——偉そうにっていう言い方は失礼ですけど、いろいろ男だけで進めようと思っても非常に無理があるという現実がありますので、こういうことからしてもですね、女性の社会進出っていうのは、これはもう避けて通れないだろうっちゃうか、言う言い方をちょっと間違えるといけません、必要だというふうには思っておりますので、今の社会は社会として、やっばりこれを具体的にどうやって進めていくかっていうのが、一つ一つですね、村の中でのいろんなところで進めるっていうのが、中川村が政策として皆さんに理解をさせていただいたり啓発をしたり、実際にいろんな職業の中でそういう女性の、管理職も含めてですけども、そういうことを具体的にきちんといろんなところで進めていくっていう、そういう考え方を持っていこうというふうには今思っているところであります。

○4 番 (鈴木 絹子) 大変細やかな分析をしていただきました。

最後、5番目ですけども、もし女性議員が増えたら考えられる変化はどんなものと思われませんか。

私は、女性議員が増えることで、より生活に密着した視点の発言が増え、政策につながるのではないかと思います。「村の議員にももう一人女性議員がいるといいね。」ということをよく言われます。女性が実現してほしい政策がうまく進むのではないかとことも考えます。さきのパリテ法ではないですけども、できれば男女半々の構成が反映できる数がふさわしいかなと私は思いますが、多様な声を反映するということが村政にも村民の思いがよく反映できるんじゃないかと思っておりますが、村長としてはどう考えられますか。

○村 長 いろんな政策を考えるときに、やはり生活者の目ってよく言われますけれども、そういうところの中では、特に女性の目ってというのは非常に、何ていいますか、現実味を帯びるところがあるかと思えますから、そういう点では、いろんな意味で声が反映しやすくなるのではないかなという気はいたしております。

全般的に言えるわけでありませうけれども、「男性と女性で違うところを認めつつ、それぞれの立場、状況を理解し合って助けていく、そのことでよい村になっていくのではないか。」という自由回答があったそうでありませう。これは第4次の男女共同参画計画、村の計画をつくるときのアンケートの中にそういう意見があったということでありませうけれども、女性の立場からの目線での意見を言っていたら、理解をし合っていくことでよりよい村よりよい社会に向かっていけるのではないかなというふうに思えます。

先ほども言いましたけれども、今あります農村社会に流れている男性上位という風潮と申しますか、男が常に、いろんなところの寄り合いだとか、いろんなところで男の人が、区の役員ですとか、何となくずっと男が担っていくものというふうにやってきましたわけでありませうけれども、逆なことを言うと、もうこれからはですね、女性の皆さんにもそういうところにどんどん出ていっていただかないと社会がうまく回っていかないだろうという、そういうことを私は思っておりますので、総代ですとか地区の幹部の役員、区の役員も女性が大いに増えていっていただけるといいかなあというふうに思えますし、ましてや議会の中でも今女性議員さんは10%、お一人ということでありませうので、2人3人と増えてくることが、また増えてくれば中の雰囲気もまた変わってくるんだらう、そういう、ちょっとまずいんですけど、そういう意味じゃなくて、正確にですね、余計その女性の目線からですね、反映したような議論、そういったことが増えてくるんじゃないかなあ、そういうような気はいたしております。

○4 番 (鈴木 絹子) 私も想像でしかありませんけれども、もし女性が2人3人になると、やっぱり雰囲気は変わるのかなと思います。

これで質問を終わります。

○議 長 これです鈴木絹子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は10時50分とします。

[午前10時40分 休憩]

[午前10時50分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番 高橋昭夫議員。

○1 番 (高橋 昭夫) ちょっと目の調子が悪いので、失礼がありましたらお許しをいただきたいと思っております。

私は、通告を今回いたしました住宅過剰社会の対応ということ1点に絞りまして、村長、また村の考え方をお聞きしたいと思います。

中川村第5次総合計画、この後期もまた後期、後半の場に入りましたけれども、そ

の中に示される内容、中川村の将来像というものの基本理念とありますけれども、それには「行政の役割は、住んでいる人たちが無用な心配をせず日々の暮らしを送ることができ、それぞれの夢や計画の実現に取り組める状況をつくる。」と、こうあります。そして「村民一人一人、日々の暮らしに不安を持たず、自分のこだわる分野で元気に頑張ることができる美しい村を目標とする。」と、こうあります。さらに、その基本目標というのが「村民生活の一層の質的向上と地域のさらなる活性化に資するよう」と、こううたわれております。

そこで、この住宅過剰社会への対応ということで、村においては、できるだけ住宅を生かし、空き家を生かし、人口増ということで、うちが増えるということとはいう方向がありますので、この視点はどうかと思っておりますけれども、実態としての住宅過剰社会、その趣旨、質問趣旨ですけれども、日本には世帯数を超える住宅があるにもかかわらず新たな住宅がどんどんつくられ、住宅過剰社会となっている。中川村においても、少子高齢化や後継者不足の中、小世帯化、核家族化が進み、このままでは将来世代に負の遺産を押しつけてしまう、こうした懸念、心配があります。現状把握と対応を急ぐ必要が私はあると思っております。

そこで、まずお聞きしたいと思います。中川村の住宅数、世帯数の推移をお聞きしたいと思います。

○村 長 まず中川村の住宅数と世帯数の推移について申し上げます。

固定資産概要調書という中で住宅戸数、特に専用住宅として利用している数字についてまず申し上げます。最近の数になりますけれども、平成25年には専用住宅数は1,781棟あります。平成29年度、今の時点では1,808棟でございます、この5年間で27棟増えているということでありまして、平均しましたら一年間に5棟平均、多い年で平成28年に10棟ということがございましたので、波はありますけれども、こんなことであります。そんなに爆発的に増えているという数ではないのではないかなというのが感想であります。

次に世帯数について申し上げます。同じ年で比較をいたしますが、平成26年の1月1日、25年度になります、では世帯数は、これは日本人の方の世帯であります、1,601世帯、同じく平成30年の1月1日には1,608世帯でありまして、7世帯の増ということですから、4年間の中では割と横ばいかなあというふうに思えます。

人口減少の中でこれは一体どういうことかなということを考えてみますと、例えば、一つの世帯の中で高齢の方、おじいさんおばあさん、どちらかがだんだんお亡くなりになるという格好で減るっていうパターンが一番多いのではないかなと思っておりますけれども、心配をしておるのは高齢者のみの世帯、当然増えておるところでありまして、これにつきましては、7番議員のお話もあった、お答えもさせていただいたところでありませうけれども、高齢世帯のどちらか、あるいは両方の方がお亡くなりになったときに、これらが相続する方がはっきりしない場合には空き家になっていくおそれがあるのかなあというふうなことも思えます。

それから、合併当初はですね、昭和33年8月の世帯数は1,624世帯であったようで



あります。

ついでに、これまでで世帯数が一番少なかったのが昭和52年の1,306世帯だということであります。この中には、四徳の三六災害以後の集団の移住ですとか、いろんな要素があろうかと思えますけれども、その後ですね、一番世帯数が一番少なかったのは昭和52年の1,306世帯でありまして、これから村はですね、どういうことをしたかっていうと、いろんな意味で高度経済成長期に入っておりますし、住宅を必要とする方、働く皆さんの住宅を確保していくということで公営住宅を相次いで建ててきたということをする中で、ある程度の世帯数を増加をさせてきた経過があります。

それから、一番世帯数が一番多かったとき、ちょっとついでに申し上げますが、これは平成29年の11月時点の1,615世帯だということであります。

○1 番 (高橋 昭夫) この1世帯って、ちょっとついでといいますが、お聞きしますが、1世帯の数、世帯数というのが減って住宅が増えるというのが全国の関係で、今の数字でいきますと世帯数も増え住宅数も増えるということで、大変うれしい数字でありますけれども、この1世帯の定義というのは、1軒のうちがあって、同居じゃなくて近居のような場合も世帯主1人という、そういう見方でよろしかったですかね。

○村 長 世帯の場合には、いろんな届け出によります。世帯主という単位でものを考えますので、大家族の世帯もあればですね、例えば親、それから息子さん夫婦、子どもさん夫婦で別々に世帯を設けるといったことがありますので、そういう場合には2世帯以上になる、2世帯ということになりますから、一概には申し上げられないということであります。

○1 番 (高橋 昭夫) 1世帯が、以前の数字になりますけど、平成12年～22年の10年間で約70——約といいますが、79戸増えております。そういうことですから、何ていうんですか、近居やなんかで云々っていう形のものが、今もお話ありましたけど、増えている、村営住宅でない形で増えているという、そういう形の減少の動きっていうのをお聞きしたいと思います。

○村 長 恐らくそのときにはですね、いわゆる世帯を分けてですね、一つの敷地の中に親と子どもさん夫婦の世帯を分離する、同じ敷地にもう1棟分けておうちを建てるといった形で世帯が増えていった、これは時代の背景という格好ではないかなというふうに思います。

○1 番 (高橋 昭夫) 世帯数の形は自治体によって、その定義はありませんから、今のお話はわかりました。

戦後、日本が住宅難解消のため進めてきた持ち家政策、つくることを優先した結果、古くなった住宅を解体したり活用したりする住宅の終末期問題、その後どうするかという形のものですが、への対応策が全く考えられていなかったために住宅過剰が起きたいとされると、住宅過剰で空き家が増え、相続の発生で問題が深刻になる。

中川村は現状そんなに深刻という状況かどうか、その辺ちょっとわからないんですが、村として、この別棟へ建てるとかですね、それから近居へ建てるとか、あるいは村外へおうちを建てるとか、そういうような形のものも、いろいろな形が昔と違って動

きがさまざまでありますけれども、そういう深刻な状況に私は捉えまして、村として何らかの対応というのをやはり早目に、そういうことにも目を向けるというか、そういう時期が来ているのではないかと、こう思うわけですが、お考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 村の中での空き家の発生している経過につきましては、一つは中川村から近隣の市、それから東京、名古屋、こういった大都市圏に移住をされる、そういう中で空き家となっているというケースが多いということが一つと、先ほど申し上げたとおり、これから増えてまいりますのは、恐らく高齢者のみの世帯のお2人、あるいはどちらかがお亡くなりになって施設にお入りにならないと生活できないというふうな形が生まれてくる中で相続の問題が発生してくるということが十分考えられるということですが、今の現象としては、そういうことは、横で見ているとそういうことだなぁという気はしておりますけれども、特に非常に深刻だという認識はちょっと持っておりませんが、これから、7番議員のときにもお答えをさせていただきましたとおり、これからどうしていくんだっていう、高齢者の皆さんの住み方も含めてですね、増えてくる空き家っていうものの対策は、村としては考えていかにやいかんだろうというふうに思っております。

○1 番 (高橋 昭夫) 現状は余り深刻でない、という捉えかと思えます。

この空き家問題は深刻で、中川はいいですけども、全国比率で13年が13.5%、世帯数の減と住宅増加で33年には30%を超えるとの予測があります。空き家の実態調査、これはちょっと通告にありませんが、実態調査数をちょっととお示しをいただきながら、空き家の利活用、それから村全体での空き家意識の高揚など、今後の取り組みはということをお聞きしたいと思います。

○村 長 まず数字を改めて申し上げたいと思います。平成28年に廃屋を含む空き家の調査をいたしました。170軒を対象にして調査を行ったわけでありまして。その経過をちょっとかいつまんで申し上げますと、所有者等、相続人の方等、判別したのは143軒でございます。これに対して、その所有者あるいは相続人の皆さんと思われる方に意向調査を具体的に出したということでありまして、そのうち返事が返ってきたのが82軒であります。返事の内容から賃貸、売買等の可能性があるなというふうに判断したのが19軒ありました。その19軒に対して、さらにその所有者の皆さんの意向をさらに確認する、深く突っ込んでいったところ、8軒の具体的な、今の中で数字が上がってきたところでありまして。この8軒についてですけども、この間、売買等もありまして、1軒が成立をいたしましたので、残り7軒を1月の末に再度どういうふうにお考えになっておりますかということで意識調査をいたしました。現在、賃貸、売買等の希望空き家として、その結果ですね、残っている物件は3軒であります。その3軒、7軒が何で3軒よっていう話ですけど、これは、もう既に売れた、不動産屋さんを介して売買契約が成立したお宅もありますし、それから、ちょっと忙しくてですね、今ちょっと片づけていられないと、もうちょっと後にしてくれということで、これは当面ちょっと外してほしいという、そういうようなお宅もありました。ただ、そのお宅について



いうと、こういう物件を見られた方、結構気に入ったんだけどという、そういうお話がありましたので、具体的に問い合わせた結果であります。そうこうして残っておるのが3軒ということであります。

空き家の活用につきましてはですね、空き家登録をして空き家を求める皆さんに紹介することを行っております、これについては6番議員のご質問にお答えをしたとおりであります。

実際に空き家の撤去、これにつきましては、平成28年度に、中川村の美しい村づくり事業補助金交付要綱というのがございまして、これに基づいて取り壊し、撤去、1軒のところに助成をいたしました。渡場地区であります。

空き家を再利用することを村としましては移住、定住の促進対策の一つとして今までも進めてきましたし、やっぱりこれからも進めていくということで考えておるところであります。

○1 番 (高橋 昭夫) 今、空き家の利活用ってありますけれども、今のお話を聞きますと、中川村においては生かせる空き家がまことに少ないと、こういうことかと思えます。

私いろいろ調べ、うちの村内を見ますと、近居に新築っていうか、家を建てるには、どこもそういう悩みの時期があると思えますけれども、その現状のうちの増改築をする、3世代にやる、拡張するとかですね、あるいは近居に家を建てる、あるいはそうでなく新築をする、そしてまた村外等々に諸般の事情の中で建てるとか、いろいろなパターンがあると思えますけれども、この近居、離れといいますか、そういうところで建てる家というのは、私は空き家として結果的に双方が、そこに住む人も、そうでなくよそから来られる人も、余り脇でっていう形には、どうも功を奏さない、つまり空き家に活用されるつちゅう数字がなかなか出てこないのかなあというような感じがするんですけども、いずれにしても空き屋が少ないことになれば、現状ですけども、空き家の利活用っていうものは、まだまだそんなに考え、今の現状把握は大事ですけども、それ以上に、村外に向けてこうありますよ、ぜひぜひ大いに活用してくださいという目は、まだ薄い、薄いと見ていいのかなあと思ったりですね、そうでなく、先に備えて、やっぱり空き家の利活用というのは、大いに村としても、そういうことにおいを高めて、それに並行して、あいている家というものは大いに利活用を図って、提供していただいて空き家にすると、こういうことに向きになるかと思うんですが、この第5次総合計画の定住実施という項目が載っております。これを見ますと、空き家住宅の活用という中においては、空き家情報の収集、これはどういう方法があるかわかりません。自治体によって違いますが、空き家情報の収集1点、それから情報の発信というのがあります。これは逆にどう発信をするかという、生かすかということ。それから補助制度の周知という、これにつきましては、補助をするという形に、その内容をですね、やっぱり、その住んでいる人たちに大いに網羅をして、生かしてもらいべきも含めにして動いていただくと、こういうふうありますけれども、その空気、空き家の情報の収集でほかの自治体をちょっと調べてみますと、いろいろあるようですね。つまり、空き家は誰かが——誰かがっていいですか、そういうバン

クみたいなものがあるかもしれませんが、それによって出てくる人を待つという部分があるかもしれませんが、自治体によっては、そうでなくて率先してそういう人の数字をつかむという行動に出ているところがあります。その名前は、例えば草の根活動っていうんですね、何ていうんですか、1軒1軒、自然体で出てくる、そういう部分でなくて、地区の区がありますし、部落がありますけれども、区という形でそれを何かチェックするんですね。そして、それを何かっていう、つまり民つちゅうか、みんなの地域性が大事だっこの前の質問にもありましたけれども、そういう総体の中で何らかつかんで、そして、やはり地域活性にもなるし、それを生かすという動きをやっているところがあります。草の根、そして、ついでには区でやり、その部落の形でっていうことは部落で了解がないとつちゅうような、わんさわんさがありましてつちゅうような部分がありますけれども、中川村における空き家情報の収集という手段はどう講じておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○村 長 空き屋の収集っていうか、情報に関しては、地区の中でですね、やはりだんだん増えてきているということはありますし、総代会を通じてですね、ぜひお寄せいただきたいというようなことも宣伝をしておるところであります。

ただ、これは個人の持ち物ということになってきますから、ある面で、余りそれですね、空き家だということで、あいているんじゃないか、これはこんなふうだよという情報をいただくまではいいんですけど、私どもの取り扱い方を間違えますと、個人の、何ていいですか、まだ住んでいたり、あるいは計画があるところを、余計なお世話というか、そういうことも出てくる場合もありますので、これは慎重にやらなきゃいけないということもあります。

ただ、ずっとこう管理は、都会のほうに行かれておって管理はされているんだけど、いよいよそのお父さんなり所有者の方が亡くなって、もうこちらのほうには縁がないので、こういうところはちょっと処分をしたいと、村のほうで何とかしてくれないとか、あるいは買って欲しくないかというような、そういうような申し出が出ているお宅も何軒かはあります。これは村のほうに直接来ております。今はそんな形で収集と申し出でもって空き家という形で、リストアップという言い方はありませんが、上げさせていただいております。

○1 番 (高橋 昭夫) これ、あちこちの自治体へいろいろ問い合わせるっていうか、お聞きしてみますと、空き家という形の捉え方というのが自治体によって違うようですね。何が空き家かと、つまり、1年に1回帰ってくるのも空き家になりますし、それから別荘関係の対応っていうのも——対応っていいですか、そういう捉えも空き家になりますし、どうもその辺がね、なかなか難しいですよという声がありました。いずれにしても、空き家、このネタは——ネタはということ、それは、さっき言うように離れにうちやなんかを建てますと、その両方使っているうちはいいですけども、1軒が高齢なり何なりで住む人がいないっていう形には、極度にうちが壊れますし、そしてその中身もありますし、そういう形のもの所作、整理、そういうもろもろっていうものが日に日を帯びて退化していくと、どうしてもそっちを本気に考えるんで

はなくて離れていくっちゃうか、そういう変な両別れのような形で面倒くさくなるというのが、どうも状況の中にはあるようであります。早目早目にそういう対応で、空き家という形の目を、いろいろな手段というか、名案があるかもしれませんが、そういう形で拾い抜くというか、向こうも助かるというか、そういう双方向をいろいろに求めていただきたいと、こう思います。

それで、空き家の解体には多額な費用がかかります。空き地になると固定資産税が高くなります。固定資産税と空き家対策特別措置法っていうものがありますけれども、どういう内容か、村の皆さんにもという形で改めてお聞きをしたいと思います。

○住民税務課長

固定資産税と空き家対策特別措置法についてお答えさせていただきます。

まず、固定資産税は毎年1月1日に土地や家屋といった固定資産を所有している方に対して市町村が課税する税金ですが、土地が建物の敷地になっている場合、住宅1戸につき敷地200㎡までの固定資産税を6分の1に、200㎡を越え床面積の10倍までの固定資産税を3分の1に軽減する住宅用地特例が適用をされます。これは建物が空き家であっても適用をされ、結果として放置空き家と呼ばれる空き家が増えることの一因になったのではとされているようでございます。老朽化した家屋は所有者としても取り壊してしまいたいという気持ちはありながら、議員のおっしゃるとおり、高額な解体費用や解体をすることで固定資産税が増えてしまうことを考えると、なかなか踏み切れないといった事情もあるようです。こうした空き家対策を推進させるための法律である空き家対策特別措置法では、倒壊や著しく保安上の危険となるおそれのある状態や著しく衛生上有害となる状態、また適切な管理が行われず景観を損なった状態、周辺の生活環境の保全のために放置することが不適切な状態となった空き家を特定空き家としますが、この特定空き家に認定をされ、かつ自治体のほうから管理について勧告を受けた不動産については、固定資産税の住宅用地特例の対象外とすることが定められ、平成27年度税制改正におきましても空き家対策特別措置法に基づく必要な勧告の対象となった特定空き家に係る措置について、住宅用地に係る固定資産税の特例措置の対象から除外する措置を講ずるということにされました。

○1 番

(高橋 昭夫) この今のお話をいただきましたけれども、この固定資産税の形で、これも村の皆さんにいろいろお聞きしてみますと、更地にしたいけれども、更地にすると税金が5倍になるとかね、よわつとるなというという声があります。今お話ありましたように、そういう部分のものを、より努力されていると思いますけれども、周知をしていただくということが大事かと、こう思います。

次に、世代同居のための住宅新築・増築・改築の支援には、いろいろな支援があることがわかります。100万円の補助があります。これも一概に100万円ではなくて、ある村内の業者を依頼した、頼んだとき、村外はだめだとか、いろんな部分があります。地方創生を推進するために創設された補助事業を見ますと、人口減少緩和をさせるための援助というのは、表もいただいて見せていただきましたが、ありますが、逆に言う民家解体っていうの、これが今一番、住宅過剰の形の真筋になるかもしれませんが、過剰の補助っちゃうのはないんですよね。それで、村はどうなっている

かっていうことは、このものに関してはないというようなお話を聞きしましたけれども、あちこちの市町村におきましても「民家の解体の形にどのぐらいの補正、補助がありますか。」と、こうお聞きしますと、まあ、でかい市でもですね、10万円ぐらいですね。少ない。しかし、ある情報によって加算をしていくんですね。どうも解体すると幾らだとか、新婚さんにはどうだとかこうだとかっていう形の、その加算をして、極力、その解体といいますが、便宜を図るというか、そういう動きは結構ある、あります。

私は、やっぱり、先ほどお話をさせていただきましたように、うちを何かの折には早く解体するとか、そういうことはわかっておっても、おやじがつくったうちだとか、先祖がつくっていたうちだと、こういう形になりますと、なかなか壊れないものであるし、その家の価値観というか、何か古いその家に魅力を感じて、何とか後々で生かさうと、こういうような形で踏み切れない形があるかもしれませんが、逆に考えれば、何かの折にやっぱ壊してという、その部分のものも必要なかもしれません。村長、先ほど申されたように、それは家々によって事情もあり、考えも違いますから、そういうさまざまなものを1点に集中することはできませんけれども、でき得れば、ちょっと村でもですね、踏み込みをして、そしてそこに、できればこの際に直すといいますが、そういう目も養っていただくという村民への動きっていうのを、僕はちょっと大事じゃないかなあと、こう思いますけれども、美しい村でもあります。こういう美しいという概念でいけば、そういうものも何かの、何かの工夫で対応するという、そういう必要性を感じますけれども、美しい村に限らずですが、何かその解体への補助、その実態とあわせてお聞きできればと思います。

○村 長

補助施策、解体に関しての補助施策でございますけれども、ないということはありません。それはですね、解体をしてですね、宅地まで含めて売却をするんだというようなことははっきりしている場合についてですけど、補助制度で支援をいたします。2分の1以内で50万円を上限といたします。50万円以内ということが一つ。

それから、先ほども紹介をさせていただきましたが、渡場地区で1軒ございましたが、中川村美しい村づくり補助金交付要綱、こういったものに基づく交付をいたしております。これは景観を、それが残っていることによって景観を阻害すると、そういう空き家を解体を撤去する場合には補助の対象としておる要綱がございますので、これを使っていただきたい。この場合には、経費は2分の1でございます、やはり20万円以内で助成をいたしております。

解体に関しましては、補助制度を用意をしておりますので、もう少しこれについては、相談があればですね、よくこちらのほうから、こんなケースで、こういうものがありますけど、どうでしょうかというようなご説明は十分させていただきたいというふうに思っております。

○1 番

(高橋 昭夫) このきょうのお聞きをする住宅過剰社会におけるポイントで、本当に今お話ありましたけれども、こういう処分といいますが、解体もろもろについて、さらにさらに、また村民が喜んでいただけるように工夫をお願いしたいと思います。

次の質問であります、古民家の活用っていうのが、村長さんの村長への手紙というホームページを見させていただきますと、この民家の、何ていうか、古いうちを助けてもらいたいとかですね、いろいろな相談が寄せられております。その1項に古民家は村の貴重な文化遺産であると、こういうふうに書かれてですね、そういうものを村としても維持、保全に村が協力をするという形の提案色素での文面でありました。村長の回答を見せていただきますと、村誌編さんの折に古民家について調べたことがあると、それで8軒が調査をされた経過があるようであります。古民家を生かす住宅以外の使い方やアイデアというのを私は大変大事だと思いますし、村の相当古いうちへ私もちょっと取材をしましたけれども、そのうちの皆さんはですね、若者の意向によるという形で「まあ、自分はこのうちを守るけれども、その後はちょっとどうなるか、今は何ともわからない。」と、しかし加えて「この古いうちを持続をするという、そのことはまた大変難儀なことだ。」という、そういうお話がありました。そして、その中でもちょっと耳に入りましたけれども、改築、改造をしないとできないもんですから手入れをする、そういうような形で、そのうちの補助というか、文化財っていうか、そういう文化遺産ですかね、そういう場合には、その該当にならないと、これは実際、説明もお聞きしたし、そういうことではありますが、そんなことで、今を大事にする、こういうことがあります。